

**「パブリックコメント」を実施しています**  
～ご意見をお寄せください～

パブリックコメントとは…

市の重要な政策の形成過程において、事前にその政策案の概要などを公表して、広く市民の皆さんからご意見等を募り、寄せられたご意見等を考慮して意思決定を行う手続きをいいます。

**太陽光発電設備の設置等に関する基準や手続きを定めることで、自然環境及び生活環境の保全並びに市民の安全の確保を目指し、茅野市生活環境保全条例の改正を進めています。**

**この条例改正にあたり意見を募集しています。**

茅野市では、平成 26 年に「茅野市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン」を制定し、その後一部改正を行いながら、生活環境や自然環境等に配慮し、市民相互理解のもと再生可能エネルギーが円滑に導入されるよう努めてまいりました。

しかし、防災対策や景観保全など周辺環境への配慮や周辺住民への事前説明が不足するなど、ガイドラインに規定された調整が十分に行われなかったことにより、地域住民や関係者との関係が悪化する事例がありました。

平成 29 年 4 月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が改正され、事業者は条例に規定された手続等を遵守することなしに再生可能エネルギー発電事業の認定を受けることができなくなり、また、認定を受けた後でも認定を取り消され得ることとなったため、自治体における再生可能エネルギー発電事業に関する条例制定の意義が大きくなってきています。

こうしたことから、本市では、事業の適正化を図るため、茅野市生活環境保全条例を改正し、太陽光発電設備の設置等に関する基準や手続を条例に定め、生活環境の保全及び市民生活の安全の確保を目指します。

今回、条例改正の骨子をまとめましたので、幅広い皆様のご意見を募集します。

**応募期間** 3月8日（金）から3月22日（金）まで

**応募締切り** 3月22日（金）必着

**応募資格** 次のいずれかに該当する方

- 1 市内に住所を有する方
- 2 市内の事務所又は事業所に勤務する方
- 3 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人、その他の団体
- 4 市内の学校に在学する方
- 5 市内に別荘等を有する方

## 応募方法

氏名(又は法人名)及び住所をご記入の上、次のいずれかの方法で書面にて送付、又は持参してください。匿名及び電話での受け付けはしていませんので、ご了承ください。なお、障害等により書面等での意見の提出が困難な方は、環境課までお申し出ください。

- 1 電子メールアドレス kankyo@city.chino.lg.jp
- 2 郵送 〒391-8501 茅野市塚原 2-6-1 茅野市役所 環境課
- 3 FAX 0266-82-0234
- 4 持参 資料の閲覧ができる施設へ直接お持ちください。

## 資料の閲覧

茅野市ホームページ又は次の施設で資料を直接閲覧できます。なお、障害等により閲覧が困難な方は、環境課までお申し出ください。

茅野市役所 2階環境課、各地区コミュニティセンター、茅野市役所ベルビア店

## ご意見の公表

茅野市ホームページ上で公表する予定です。なお、いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしません。また、同様のご意見は集約することがありますので、あらかじめご承知ください。

**問合せ** 茅野市役所 環境課環境保全係 72-2101 (内線 262)

## 太陽光発電設備設置の適正化に係る 茅野市生活環境保全条例改正の概要

### 1 条例改正の背景

茅野市では、平成 26 年に「茅野市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン」を制定し、その後一部改正を行いながら、生活環境や自然環境等に配慮し、市民相互理解のもと再生可能エネルギーが円滑に導入されるよう努めてまいりました。

しかし、防災対策や景観保全など周辺環境への配慮や周辺住民への事前説明が不足するなど、ガイドラインに規定された調整が十分に行われなかったことにより、地域住民や関係者との関係が悪化する事例がありました。

平成 29 年 4 月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が改正され、事業者は条例に規定された手続等を遵守することなしに再生可能エネルギー発電事業の認定を受けることができなくなり、また、認定を受けた後でも認定を取り消され得ることとなったため、自治体における再生可能エネルギー発電事業に関する条例制定の意義が大きくなってきています。

こうしたことから、本市では、事業の適正化を図るため、茅野市生活環境保全条例を改正し、太陽光発電設備の設置等に関する基準や手続を条例に定め、生活環境の保全及び市民生活の安全の確保を目指します。

### 2 主な改正内容

○太陽光発電設備設置事業の適正化に向けた規定の追加

- ・設備の設置及び運営に関する基準の明記
- ・市との事前協議の義務付け
- ・住民説明会の開催等の義務付け
- ・事業計画等各種届出の義務付け

### 3 骨子

適用を受ける事業	発電出力が 10 キロワット以上の太陽光発電設備を設置する事業 (ただし、建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く。)
施設基準	市は、適正な太陽光発電施設の設置及び運営に関する基準を定めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害防止に関する事項</li> <li>・自然環境、生活環境、周辺景観の保全に関する事項</li> <li>・事業の運営、廃止に関する事項</li> </ul>
手続	○国に事業計画の認定申請をする前に市との事前協議を行うことを義務付けます。 ○国に事業計画の認定申請をする前に近隣住民等に対する説明会の開催を義務付けます。説明会の開催により、近隣住民等の理解を得るように努めることとします。 ○工事着手前に市に事業計画を届け出ることを義務付けます。

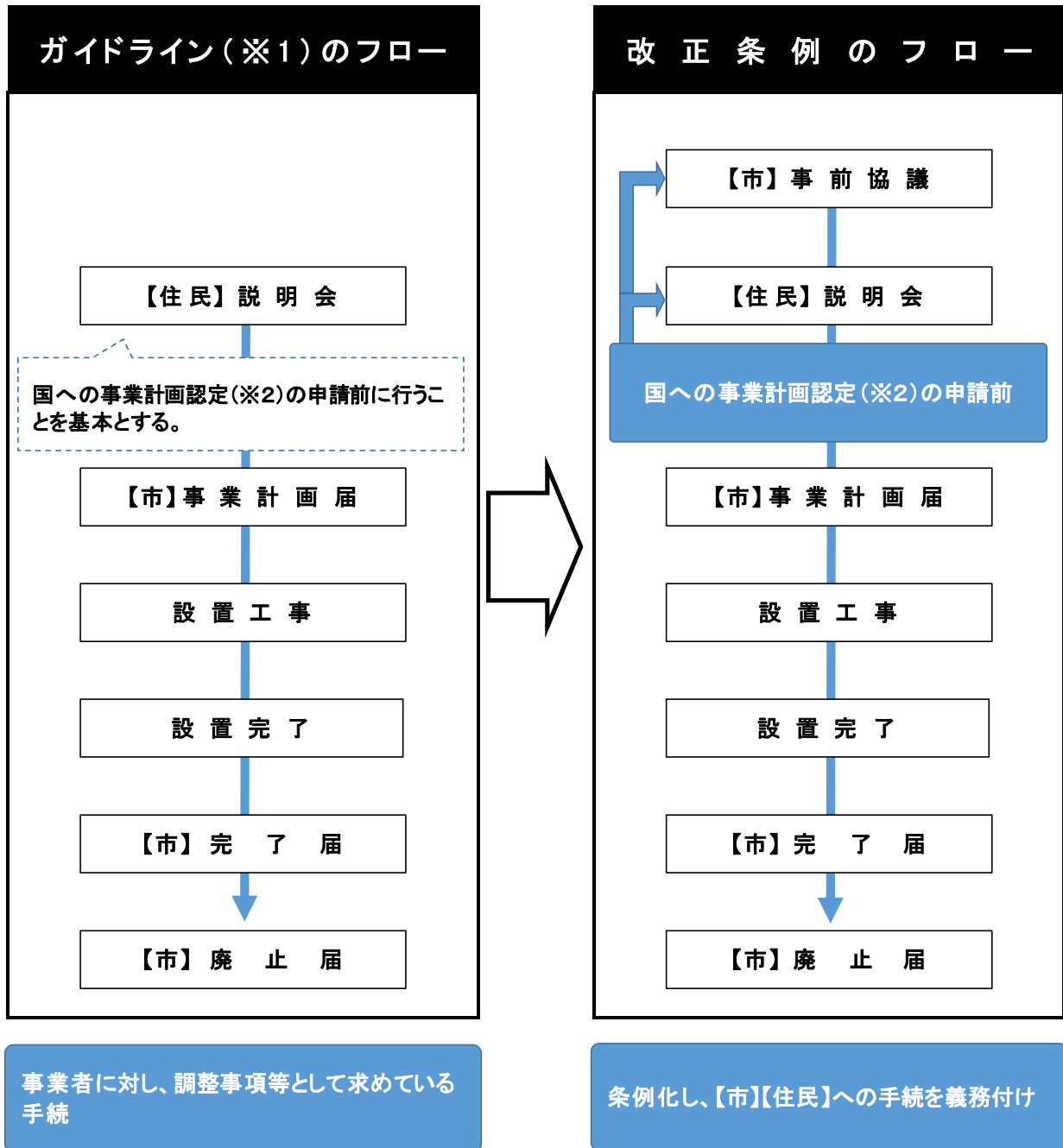
※設置に当たり、3,000 平方メートル以上の土地の形状変更又は高さ 2 メートルを超える盛土、切土を伴う形状変更を伴う場合は、従来どおりの許可申請が必要です。

#### 4 スケジュール（予定）

2019年6月 改正条例素案に係るパブリックコメント実施

2019年9月 市議会定例会への上程（2020年1月施行予定）

#### 5 太陽光発電事業を行う場合の事業フロー



※1 ガイドライン：「茅野市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン」

※2 事業計画認定：「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。）」第9条第1項の規定による認定